

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和七年二月十九日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(宇部市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第一条 宇部市個人情報保護法施行条例（令和四年条例第二十六号）の一部を次のように改める。

附則第三条第七項及び第八項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宇部市個人情報保護対策審議会条例の一部改正)

第二条 宇部市個人情報保護対策審議会条例（令和四年条例第二十七号）の一部を次のように改める。

第十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宇部市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 宇部市職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年条例第二十五号）の一部を次のように改める。

第十七条第一項第一号及び第五項第二号、第十八条の見出し及び同条第一項第一号、第十九条第一項第一号並びに第二十一条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宇部市退職金条例の一部改正)

第四条 宇部市退職金条例（昭和二十九年条例第六十八号）の一部を次のように改める。

第六条第一項第二号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十五条第三号及び第十八条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十条第一項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（宇部市中央卸売市場業務条例の一部改正）

第五条 宇部市中央卸売市場業務条例（昭和四十七年条例第三十四号）の一部を次のように改める。

第六条の二第四項第八号口、第十八条第三項第二号及び第九号口、第二十六条第三項第五号及び第九号口並びに第三十条第二号及び第八号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（宇部市地方卸売市場業務条例の一部改正）

第六条 宇部市地方卸売市場業務条例（昭和四十七年条例第四十七号）の一部を次のように改める。

第六条の二第四項第八号口、第二十四条第三項第五号及び第九号口並びに第二十八条第二号及び第八号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第七条 宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年条例第七十三号）の一部を次のように改める。

第十一条第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第八条 この条例の施行前にした行為の处罚については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にしてた行為に対し、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。（人の資格に関する経過措置）

第九条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、

無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（宇部市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の宇部市職員の退職手当に関する条例第十七条第一項及び第五項、第十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第二十一条第四項並びに宇部市職員の退職手当に関する条例第二十一条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

#### 附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

「説明」

刑法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新　　旧　　対　　照　　表

宇都宮市個人情報保護法施行条例（令和四年条例第二十六号）

旧

新

附　則  
(経過措置)

第三条

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の業務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものその他一定の業務の目的を達成するため、氏名、生年月日その他の記述等により特定の旧個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則  
(経過措置)

第三条

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の業務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものその他一定の業務の目的を達成するため、氏名、生年月日その他の記述等により特定の旧個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第十条 第三条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五

(罰則)

第十条 第三条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五

宇都宮市個人情報保護対策審議会条例（令和四年条例第二十七号）

旧

新

(罰則)

第十条 第三条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五

十万円以下の罰金に処する。

十万円以下の罰金に処する。

宇都巿職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年条例第二十五号）

旧

新

（退職手当の支払の差止め）

第十七条

一 職員が刑事事件に關し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

5

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上）の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

合

（退職後禁錮以上）の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十八条

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上）の刑に処せられたとき。

（退職をした者の退職手当の返納）

（退職手当の支払の差止め）

第十七条

一 職員が刑事事件に關し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

5

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上）の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

合

（退職後拘禁刑以上）の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十八条

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に拘禁刑以上）の刑に処せられたとき。

（退職をした者の退職手当の返納）

## 第十九条

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に~~関し~~禁錮以上の刑に処せられたとき。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

### 第二十一条

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に~~関し~~起訴をされた場合において、当該刑事事件に~~関し~~禁錮以上の刑に処せられた後ににおいて第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に~~関し~~禁錮以上~~の~~の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

## 第十九条

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に~~関し~~拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

### 第二十一条

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に~~関し~~起訴をされた場合において、当該刑事事件に~~関し~~拘禁刑以上の刑に処せられた後ににおいて第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に~~関し~~拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

## 宇都市退職金条例（昭和二十九年条例第六十八号）

旧

新

### 第六条

（年金受給権の消滅原因）

### 第六条

（年金受給権の消滅原因）

2 死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたとき。

2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。以下同じ。）によつて禁錮以上の刑に処せられたときは、その権利（通算退職年金を除く。）は消滅する。但し、再就職後の在職中になされたものであるときは、

### 第六条

2 死刑又は無期若しくは三年をこえる拘禁刑に処せられたとき。

2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。以下同じ。）によつて拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その権利（通算退職年金を除く。）は消滅する。但し、再就職後の在職中になされたものであるときは、

その再在職によつて生じた権利だけが消滅する。

#### (在職年の除算)

##### 第十五条

三 職員が退職後、在職中の職務に関する犯罪につき禁錮以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数

#### (退職金受給資格喪失原因)

##### 第十八条

二 在職中禁錮以上の刑に処せられたとき。

#### (退職年金の再任停止、処分停止、若年停止)

##### 第二十条

二 三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたとき。この場合は、その月の翌月からその執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた月まで停止する。但し、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。その言渡しを取消されたときは、取消しの月の翌日から執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた月まで停止する。

#### (遺族年金の停止)

第三十一条 遺族年金を受ける者が三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた月まで遺族年金の給付を停止する。但し、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、停止しない。その言渡を取消されたときは、取消しの月の翌月から執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた月まで停止する。

2 前項の規定は、禁錮以上の刑に処せられその執行中又はその執行前にある者に遺族年金を給すべき事由の発生した場合につき準用する。

その再在職によつて生じた権利だけが消滅する。

#### (在職年の除算)

##### 第十五条

三 職員が退職後、在職中の職務に関する犯罪につき拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数

#### (退職金受給資格喪失原因)

##### 第十八条

二 在職中拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

#### (退職年金の再任停止、処分停止、若年停止)

##### 第二十条

二 三年以下の拘禁刑に処せられたとき。この場合は、その月の翌月からその執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた月まで停止する。但し、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。その言渡しを取消されたときは、取消しの月の翌日から執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた月まで停止する。

#### (遺族年金の停止)

第三十一条 遺族年金を受ける者が三年以下の拘禁刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた月まで遺族年金の給付を停止する。但し、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、停止しない。その言渡を取消されたときは、取消しの月の翌月から執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた月まで停止する。

2 前項の規定は、拘禁刑以上の刑に処せられその執行中又はその執行前にある者に遺族年金を給すべき事由の発生した場合につき準用する。

宇都中央卸売市場業務条例（昭和四十七年条例第三十四号）

旧

（卸売業務の認定）

第六条の二

新

（卸売業務の認定）

第六条の二

4

八

口 禁錮 以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの

（仲卸業務の認定）

第十八条

3

二 申請者が禁錮 以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

九

口 禁錮 以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの

（売買参加者の承認）

第二十六条

3

五 申請者が禁錮 以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた

（売買参加者の承認）

第二十六条

3

五 申請者が拘禁刑 以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた

（売買参加者の承認）

第二十六条

3

二 申請者が拘禁刑 以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

九

口 拘禁刑 以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの

（売買参加者の承認）

第二十六条

3

日から起算して三年を経過しないもので  
あるとき。

九

口 禁錮 以上の刑に処せられた者又は  
法の規定により罰金の刑に処せられた  
者で、その刑の執行を終わり、又はそ  
の刑の執行を受けることがなくなつた  
日から起算して三年を経過しないもの  
(関連事業者の認定の基準)

第三十条

二 禁錮 以上の刑に処せられた者又は法  
の規定により罰金の刑に処せられた者  
で、その刑の執行を終わり、又はそ  
の刑の執行を受けることがなくなつた日から  
起算して三年を経過しないものであると  
き。

八

口 禁錮 以上の刑に処せられた者又は  
法の規定により罰金の刑に処せられた  
者で、その刑の執行を終わり、又はそ  
の刑の執行を受けることがなくなつた  
日から起算して三年を経過しないもの

日から起算して三年を経過しないもので  
あるとき。

九

口 拘禁刑 以上の刑に処せられた者又は  
法の規定により罰金の刑に処せられた  
者で、その刑の執行を終わり、又はそ  
の刑の執行を受けることがなくなつた  
日から起算して三年を経過しないもの  
(関連事業者の認定の基準)

第三十条

二 拘禁刑 以上の刑に処せられた者又は法  
の規定により罰金の刑に処せられた者  
で、その刑の執行を終わり、又はそ  
の刑の執行を受けることがなくなつた日から  
起算して三年を経過しないものであると  
き。

八

口 拘禁刑 以上の刑に処せられた者又は  
法の規定により罰金の刑に処せられた  
者で、その刑の執行を終わり、又はそ  
の刑の執行を受けることがなくなつた  
日から起算して三年を経過しないもの

宇都宮市地方卸売市場業務条例(昭和四十七年条例第四十七号)

旧

(卸売業務の認定)

第六条の二

4

八

口 禁錮 以上の刑に処せられた者又は  
法の規定により罰金の刑に処せられた  
者で、その刑の執行を終わり、又はそ  
の刑の執行を受けることがなくなつた  
日から起算して三年を経過しないもの

口 拘禁刑 以上の刑に処せられた者又は  
法の規定により罰金の刑に処せられた  
者で、その刑の執行を終わり、又はそ  
の刑の執行を受けることがなくなつた  
日から起算して三年を経過しないもの

新

(卸売業務の認定)

第六条の二

4

八

口 禁錮 以上の刑に処せられた者又は  
法の規定により罰金の刑に処せられた  
者で、その刑の執行を終わり、又はそ  
の刑の執行を受けることがなくなつた  
日から起算して三年を経過しないもの

(買受人の承認)

第二十四条

3

五 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

九

口 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの（関連事業者の認定の基準）

第二十八条

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

八

口 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの

(買受人の承認)

第二十四条

3

五 申請者が拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

九

口 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの（関連事業者の認定の基準）

第二十八条

二 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

八

口 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの

宇都宮企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年条例第七十三号）

旧

(退職手当)

第十二条

(退職手当)

第十二条

新

(退職手当)

第十二条

二 禁錮 以上の刑に処せられ失職した者

二 拘禁刑 以上の刑に処せられ失職した者

## 令和7年3月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 総務課

議 案	第22号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
要 旨	刑法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うもの。
概 要	<p>1 主な改正内容</p> <p>(1) 懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設される ことに伴い、対象字句を改める。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>&lt; 現 行 &gt;</p><p><u>懲 役</u></p><p><u>禁 錮</u></p></div><div style="margin: 0 20px;"></div><div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>&lt; 改正後 &gt;</p><p><u>拘 禁 刑</u></p></div></div> <p>(2) 罰則の適用等及び人の資格に関する経過措置を設ける。</p> <p>2 関係条例</p> <p>(1) 宇部市個人情報保護法施行条例（総務課） (2) 宇部市個人情報保護対策審議会条例（総務課） (3) 宇部市職員の退職手当に関する条例（職員課） (4) 宇部市退職金条例（職員課） (5) 宇部市中央卸売市場業務条例（卸売市場） (6) 宇部市地方卸売市場業務条例（卸売市場） (7) 宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (水道局、交通局)</p>
施 行 日	令和7年6月1日

## 議案第 37 号

### 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更 について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日限り田布施・平生水道企業団を脱退させ、並びに令和 7 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 6 号に規定する事務を共同処理する団体に下関市を加え、同条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体に柳井地域広域水道企業団を加え、及び同条第 9 号に規定する事務を共同処理する団体に山口市を加え、並びにこれに伴い同組合規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

宇部市長 篠崎圭二

#### 山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

別表第 1 中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第 2 の 6 の項中「宇部市」を「下関市（別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。）、宇部市」に改め、「、田布施・平生水道企業団」を削り、同表の 8 の項中「周南東部環境施設組合」の次に「、柳井地域広域水道企業団（別表第 4 に規定する事務に限る。）」を加え、同表の 9 の項中「萩市」を「山口市、萩市」に改め、同表の 11 の項中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第 3 中「

団体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員

」を

「

団体	対象とする非常勤の職員
下関市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員

」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 第3条第8号に規定する事務のうち対象とする事務（第3条関係）

団体	対象とする事務
柳井地域広域水道企業団	地方公務員法第3章第6節の2に規定する退職管理に関する事務

#### 附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

## 令和7年3月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 総務課

議 案	第37号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
要 旨	本市が加入している山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更を行うもの
概 要	1 改正内容 (1) 田布施・平生水道企業団の解散に伴い、令和7年3月31日をもって、山口県市町総合事務組合から当該団体を脱退させる。 (2) 山口県市町総合事務組合の非常勤職員公務災害補償事務を共同処理する団体に、下関市を加える。 (3) 山口県市町総合事務組合の公平委員会事務を共同処理する団体に、柳井地域広域水道企業団を加える。 (4) 山口県市町総合事務組合の交通災害共済事務を共同処理する団体に、山口市を加える。
施 行 日	令和7年4月1日

## 宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件

宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成十年条例第二号）の一部を次のように改める。

令和七年二月十九日提出

宇部市長 篠崎圭二

第八条の三第二項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第四項中「第二項中「三歳に満たない子のある職員が市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び」を「並びに第二項及び」に改める。

第十七条第一項中「定める者」の下に「（第十八条の二第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十八条の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十八条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）

その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十八条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第八条の三第二項の規定による時間外勤務の制限の請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

「説明」

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部改正の趣旨を踏まえ、時間外勤務の制限の申請における子の対象年齢を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備をするものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(育児又は介護を行う職員の深夜及び時間外における勤務の制限)

### 第八条の三

2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が市規則で定めるところにより、当該子を養育するために第八条第二項に規定する勤務（以下「時間外勤務」という。）の制限を請求したときは、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

### 4 前三項の規定は、第十七条第一項に規定

する日常生活を當むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第二項中「三歳に満たない子のある職員が市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び

とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十七条第一項に規定する日常生活を當むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員（市規則で定める者

(育児又は介護を行う職員の深夜及び時間外における勤務の制限)

### 第八条の三

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が市規則で定めるところにより、当該子を養育するために第八条第二項に規定する勤務（以下「時間外勤務」という。）の制限を請求したときは、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

### 4 前三項の規定は、第十七条第一項に規定

する日常生活を當むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第二項及び

前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十七条第一項に規定する日常生活を當むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員（市規則で定める者

に該当する場合における当該職員を除く。)が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。)における」と、第二項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

#### (介護休暇)

第十七条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者

で、負

傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

#### (介護休暇)

第十七条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者(第十八条の二第一項において「配偶者等」という。)で、負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

#### (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十八条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなけ

に該当する場合における当該職員を除く。)が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。)における」と、第二項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

#### (介護休暇)

第十七条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者(第十八条の二第一項において「配偶者等」という。)で、負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

#### (介護休暇)

第十七条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者(第十八条の二第一項において「配偶者等」という。)で、負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

ればならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十八条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

## 令和7年3月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 職員課

議 案	第23号 宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件
要 旨	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえて、時間外勤務の制限の申請における子の対象年齢を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備をするもの。
概 要	<ol style="list-style-type: none"><li>1 時間外勤務の制限の対象拡大（第8条の3第2項を改正） 育児を行う職員の時間外における勤務の制限について、養育する子を「3歳に満たない子」から「小学校就学前の子」へ拡大するもの。</li><li>2 介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化（第18条の2及び第18条の3を新設）<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 介護に直面した旨の申出をした職員に対する個別の周知・意向確認の措置</li><li>(2) 介護に直面する前の早い段階（40歳）での両立支援制度等に関する情報提供</li><li>(3) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備</li></ol></li></ol>
施行日	令和7年4月1日

宇都巿職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件

宇都巿職員の育児休業等に関する条例（平成四年条例第三号）の一部を次のよう  
に改める。

令和七年一月十九日提出

宇都巿長 篠 崎 圭 一

第二十一条第三項中「第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第  
二十九項」を「第六十一条の二第二十項」に改める。

附 則

ハ)の条例は、令和七年四月一日から施行する。

「説明」

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成  
31年法律第七十六号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十一条

## 第二十一条

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条の二第二十項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

## 令和7年3月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 職員課

議 案	第24号 宇部市職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件
要 旨	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。
概 要	1 条文の改正 非常勤職員に対する要介護家族の介護をするための部分休業の規定に関して引用している法の一部改正に伴い、引用条項を改正するもの（第21条第3項の改正）
施 行 日	令和7年4月1日

## 議案第一一十五号

### 宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件

宇部市職員の給与に関する条例（昭和二十六年条例第二十三号）の一部を次のように改める。

令和七年二月十九日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第五条第八項中「とする」を「とし、六十歳に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後は、特に良好な成績で勤務した場合を除き昇給させないものとする」に改める。

第九条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「前項第一号及び第三号から第六号まで」を「前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、前項第二号から第五号まで」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」、「（以下「八級職員」という。）」及び「、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）」については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第十条を次のように改める。

#### 第十条 削除

第十九条の四第三号及び第四号並びに第十九条の五第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九条の九第二項中「から第十条の二まで」を削る。

附則第四項中「第十九条の四」を「第十九条の六」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十九条の四及び第十九条の五の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における改正後の宇部市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第九条の規定の適用については、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは、「五 重度心身障害者をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」とし、同条第三項中「一万三千円」とあるのは「一万五千円」と、「とする」とあるのは「、同項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

（刑法の一部改正に関する経過措置）

3 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十三条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（旧刑法第十六条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。

4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の給与条例第十九条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

「説明」

一般職の国家公務員の給与改定等を踏まえて、扶養手当の支給について配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の増額をするとともに、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

## (参考)

新 旧 対 照 表

旧

新

旧

新

旧

新

新

## (昇格及び昇給等の基準)

## 第五条

8 五十五歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、市規則で定める職員を除き、「四号給」とあるのは、「二号給」とする。

。

## (扶養手当)

## 第九条

1 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

2 扶養手当の月額は、前項第一号及び第三号から第六号まで

3 扶養手当の月額は、前項第一号及び第三号から第六号まで

のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については一人につき六千五百円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの（以下「八級職員」という。）にあつては、三千五百円）、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

## (昇格及び昇給等の基準)

## 第五条

8 五十五歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、市規則で定める職員を除き、「四号給」とあるのは、「二号給」とし、六十歳に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後は、特に良好な成績で勤務した場合を除き昇給させないものとする。

## (扶養手当)

## 第九条

1 配偶者（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、前項第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族

2 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、前項第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族

3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき六千五百円（給料表の適用を受けれる職員でその職務の級が八級であるものにあつては、三千五百円）とする。

4

扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5

第二項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、任命権者が市長と協議の上定める。

6

第十条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに任命権者にその旨を届出なければならない。

一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合

二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

2

扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受け

4

扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5

前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第十条 削除

て<sup>1</sup>いる職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るもの的一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある八級職員が八級職員以外の職員となつた場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で八級職員以外のものが八級職員となつた場合
- 五 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に禁錮以上の刑に処せられたもの

#### 第十九条の五

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に~~して~~、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

3

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

（特定の職員についての適用除外）

#### 第十九条の九

2 第五条及び第九条から第十条の二までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

#### 附 則

（特例措置等）

4 職員の勤勉手当については、第十九条の

四の規定にかかわらず、当分の間、法第二十四条第三項の規定により特に必要な場合

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

#### 第十九条の五

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に~~して~~、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

3

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

（特定の職員についての適用除外）

#### 第十九条の九

2 第五条及び第九条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

#### 附 則

（特例措置等）

4 職員の勤勉手当については、第十九条の

六の規定にかかわらず、当分の間、法第二十四条第三項の規定により特に必要な場合

は、市規則で加算額等を別に定めることが  
である。

---

は、市規則で加算額等を別に定めることが  
である。

## 令和7年3月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 職員課

議 案	第25号 宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件												
要 旨	一般職の国家公務員の給与改定等を踏まえて、扶養手当の支給について配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の増額をするとともに、その他所要の整備を行うもの。												
概 要	<p>1 扶養手当の改正 配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子に係る手当を段階的に増額する。</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>現行</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>配偶者</td><td>6,500円</td><td>3,000円</td><td>0円</td></tr><tr><td>子</td><td>10,000円</td><td>11,500円</td><td>13,000円</td></tr></tbody></table> <p>2 住居手当の改正 正規職員に支給している住居手当について、再任用職員にも支給する。</p> <p>3 その他 刑法の一部改正に伴い、対象字句を改めるもの（禁錮→拘禁刑）等。</p>		現行	令和7年度	令和8年度	配偶者	6,500円	3,000円	0円	子	10,000円	11,500円	13,000円
	現行	令和7年度	令和8年度										
配偶者	6,500円	3,000円	0円										
子	10,000円	11,500円	13,000円										
施 行 日	令和7年4月1日 ただし、刑法改正に伴うものは令和7年6月1日												

宇部市職員等の旅費に関する条例中一部改正の件

宇部市職員等の旅費に関する条例（昭和四十四年条例第十一号）の一部を次のように改める。

令和七年二月十九日提出

宇部市長 篠崎圭二

第二条第一項第四号中「在勤庁」の下に「（常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

六 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第三条第五項中「その出発前に」を削り、「取り消され」を「変更（取消しを含む。以下同じ。）され」に改め、同項ただし書中「車賃」の下に「、その他の交通費」を加え、「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同項第一号中「又は車賃」を「、車賃又はその他の交通費」に改め、同条第六項中「交通機関の事故又は」を削る。

第四条第三項中「（取消しを含む。以下同じ。）」を削り、同条第四項中「これを当該旅行者」を「又は記録し、これを当該旅行者」に、「提示して」を「通知して」に改め、同項ただし書中「これを提示する」を「又は記録し、これを通知する」に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる」を「この限りでない」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 旅行命令権者は、前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載し、又は記録しなかつた場合は、できるだけ速やかに旅行命令書等に記載し、又は記録し、これをお知らせしなければならない。

第四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 前二項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、旅行命令等に係る旅行が旅費の支出を伴わないものであるときは、旅行命令書等の記載又は記録を省略することができる。

第六条第一項中「、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第五項中「又は実費額」を削り、同条第六項を次のように改める。

6 その他の交通費は、第十九条各号に規定する陸路旅行について、実費額により支給する。

第六条第七項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「定額」を「基準額を超えない範囲内の実費額」に改め、同条第八項及び第九項を次のように改める。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費について、定額により支給する。

9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用について、実費額により支給する。

第六条に次の二項を加える。

10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用について支給する。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用について支給する。

第八条から第十二条までを次のように改める。

第八条から第十二条まで 削除

第十三条第一項中「請求書」の下に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「前二項」を「第一項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて市規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第十五条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第

一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）

第一条第一項に規定する軌道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 特別車両料金（市長、副市長、教育長又は常勤の監査委員に限る。）

四 寝台料金

五 座席指定料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長、副市長、教育長又は常勤の監査委員が移動するときは、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十六条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 特別船室料金（市長、副市長、教育長又は常勤の監査委員に限る。）

四 座席指定料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長、副市長、教育長又は常勤の監査委員が移動するときは、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第十七条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八条に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の運賃の額とする。

第十八条第一項中「車賃の額」を「車賃は、私有車を利用する移動に要する費用」とし、その額」に改める。

第十九条から第二十四条までを次のように改める。

（その他の交通費）

第十九条 その他の交通費は、鉄道、船舶、航空機及び私有車以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- 一 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する移動
- 三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

#### 四 前三号に掲げる費用に付随する費用

##### （宿泊費）

第二十条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第一に定める基準額を超えない範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

##### （宿泊手当）

第二十一条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第二に定める一夜当たりの定額とする。

##### （転居費）

第二十二条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第二十四条第一項第一号又は第二号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、実費額とする。

##### （着後滞在費）

第二十三条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

##### （家族移転費）

第二十四条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- 一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一

人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合に、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

第二十一条の見出し中「調査」を「調整」に改める。

則表を次のようて改める。

別表第一（第二十条關係）

区分	宿泊費基準額（一夜につき）																	
	一 市長、副市長、教育長 又は常勤の監査委員						二 その他の職員											
	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県
一四、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

全ての地	区分	宿泊手当（一夜につき）	別表第二（第二十一条関係）	山梨県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
		一、四〇〇円		岐阜県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
		一五、〇〇〇円		長野県	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
		一五、〇〇〇円		静岡県	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
		一五、〇〇〇円		愛知県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
		一五、〇〇〇円		滋賀県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		三重県	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		大阪府	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		京都府	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		兵庫県	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		奈良県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		和歌山県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		鳥取県	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		島根県	一四、〇〇〇円	九、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		岡山県	一三、〇〇〇円	八、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		広島県	一八、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		徳島県	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		香川県	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		高知県	一五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		愛媛県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		福岡県	一五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		佐賀県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		長崎県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		熊本県	一〇、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		大分県	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		宮崎県	一七、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		鹿児島県	一七、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
		一三、〇〇〇円		沖縄県	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円

附 則  
(施行期日)

別表第二（第二十一条関係）

宿泊手当（一夜につき）

一、四〇〇円

区分

全ての地

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇部市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に係るものについて適用し、これらの旅行のうち施行日前に完了するもの及び施行日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

(宇部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正)

3 宇部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（昭和三十五年条例第二十一号）の一部を次のように改める。

第三条第二項中「別表第一号」を「別表第一第一号」に改める。

(宇部市公聴会等参加者の実費弁償条例の一部改正)

4 宇部市公聴会等参加者の実費弁償条例（昭和二十九年条例第五十六号）の一部を次のように改める。

第二条中「別表第二号」を「別表第一第二号」に改め、同条後段を削る。

(宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

5 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年条例第二十四号）の一部を次のように改める。

別表中「別表第一号」を「別表第一第一号」に、「別表第二号」を「別表第一第二号」に改める。

「説明」

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）等の一部改正の趣旨を踏まえ、職員等に支給する旅費に関する規定を見直すものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 宇都巿職員等の旅費に関する条例（昭和四十四年条例第十一号）

旧

## (用語の意義)

## 第二条

四 出張 職員が公務のため一時その在勤

府

を離れて旅行することをいう。

## (用語の意義)

## 第二条

四 出張 職員が公務のため一時その在勤

府

（常時勤務する在勤府のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。

五 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任のため旧在勤府から新在勤府に旅行することをいう。

六 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

## 七

## (旅費の支給)

## 第三条

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第三項の規定による旅行命令等を取り消され

、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となつた金額につき、次に定めるものを旅費として支給することができる。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行についてこの条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

一 鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃として支払った金額のうち、

## (用語の意義)

## 第二条

四 出張 職員が公務のため一時その在勤

府

（常時勤務する在勤府のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。

五 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任のため旧在勤府から新在勤府に旅行することをいう。

六 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

## 七

## (旅費の支給)

## 第三条

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第三項の規定による旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となつた金額につき、次に定めるものを旅費として支給することができる。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行についてこの条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費又は宿泊費の額をそれぞれ超えることができない。

一 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又はその他の交通費として支払った金額のうち、

所要の払いもどしの手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額

6 第一項、第二項、第四項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他の任命権者が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する額）の全部又は一部を喪失した場合は、その喪失した旅費額の範囲内で次に定める金額を旅費として支給することができ

る。

（旅行命令等）

#### 第四条

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

所要の払いもどしの手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額

6 第一項、第二項、第四項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他の任命権者が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する額）の全部又は一部を喪失した場合は、その喪失した旅費額の範囲内で次に定める金額を旅費として支給することができ

る。

（旅行命令等）

#### 第四条

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、又は記録し、これを当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、又は記録し、これを通知するいとまがない場合には、この限りでない。

5 旅行命令権者は、前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載し、又は記録しなかつた場合は、できるだけ速やかに旅行命令書等に記載し、又は記録し、これを通知しなければならない。

6 前二項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、旅行命令等に係る旅行が旅費の支出

## (旅費の種類)

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

9 第二十二条第一項に規定する旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

第八条 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては五百キロメートル、陸路旅行にあつては二百キロメートル、水路旅行にあつてもつて通算した日数を超えることができ

を伴わないものであるときは、旅行命令書等の記載又は記録を省略することができる。

7

(旅費の種類)

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当たりの定額により支給する。

6 その他の交通費は、第十九条各号に規定する陸路旅行について、実費額により支給する。

7 宿泊費は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの基準額を超えない範囲内の実費額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雜費について、定額により支給する。

9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用について、実費額により支給する。

10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用について支給する。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用について支給する。

第八条から第十二条まで 削除

40

ない。

2| 前項ただし書の規定により通算した日数  
に一日未満の端数を生じたときは、これを  
一日とする。

3| 第三条第二項各号の規定に該当する場合  
には、旅費計算上の旅行日数は、第一項た  
だし書及び前項の規定により計算した日数  
になる。

**第九条** 旅行者が同一地域（第二条第二項に  
規定する地域区分による地域をいう。以下  
同じ。）に滞在する場合における旅行雑費  
及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌  
日から起算して、次に掲げる額に相当する  
額をそれぞれの定額から減じた額による。

一| 滞在日数三十日を超える場合には、そ  
の超える日数について定額の一割

二| 滞在日数六十日を超える場合には、そ  
の超える日数について定額の一割

2| 同一地域に滞在中一時他の地に出張した

第十一条 私事のために在勤地又は出張地以外  
の地に居住又は滞在する者が、その居住地  
又は滞在地から直ちに旅行する場合におい  
て、居住地又は滞在地から目的地に至る旅  
費額が在勤地又は出張地から目的地に至る  
旅費額より多いときは、当該旅行について  
は、在勤地又は出張地から目的地に至る旅  
費を支給する。

**第十一条** 一日の旅行において、旅行雑費又  
は宿泊料について定額を異にする事由が生  
じた場合には、額の多い方の定額による旅  
行雑費又は宿泊料を支給する。

**第十二条** 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又  
は陸路旅行中における年度の経過、職名の  
変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車  
賃を区分して計算する必要がある場合に  
は、最初の目的地に到着するまでの分及び  
それ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第十三条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書

に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。

4 第一項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに前二項に規定する期間については、市規則で定める。

(鉄道賃)

第十五条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下「の条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金（「これらのものに対する通行税を含む。」）による。

一 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃

二 運賃の等級を設けない線路による旅行

の場合には、その乗車に要する運賃

三 急行料金を徴する線路による旅行の場合は、前二号に規定する運賃のほか、

次に規定する急行料金

イ 第一号の規定に該当する線路による

(旅費の請求手続)

第十三条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。第四項において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。

4 第一項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて市規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。

5 第一項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第二項及び第三項に規定する期間については、市規則で定める。

(鉄道賃)

第十五条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金
ロ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金
四 第二号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合（片道百キロメートル未満の旅行の場合を除く。）には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
2 前項第三号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。
一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの
二 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの
（船賃）
第十六条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。
一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
五 第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほ

二 急行料金
三 特別車両料金（市長、副市長、教育長又は常勤の監査委員に限る。）
四 寝台料金
五 座席指定料金
六 前各号に掲げる費用に付随する費用
2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長、副市長、教育長又は常勤の監査委員が移動するときは、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。
（船賃）
第十六条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。
一 運賃
二 寝台料金
三 特別船室料金（市長、副市長、教育長又は常勤の監査委員に限る。）
四 座席指定料金
五 前各号に掲げる費用に付随する費用
2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長、副市長、教育長又は常勤の監査委員が移動するときは、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。

か、特別船室料金

2| 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第十七条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(航空賃)

第十七条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一| 運賃

二| 座席指定料金

三| 前二号に掲げる費用に付随する費用

2| 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(車賃)

第十八条 車賃

第十八条 車賃の額

は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

(旅行雑費)

第十九条 旅行雑費の額は、別表の定額による。

(その他の交通費)

第十九条 その他の交通費は、鉄道、船舶、航空機及び私有車以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一| 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗

は常勤の監査委員が移動するときは、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。

合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊料）

第二十条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）

第二十一条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

（日額旅費）

第二十二条 第六条第一項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めたものについて市規則で定める。

一 測量、調査、土木営繕工事その他これらに類する目的のための旅行

（宿泊費）

第二十条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第一に定める基準額を超えない範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（宿泊手当）

第二十一条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第二に定める一夜当たりの定額とする。

（転居費）

第二十二条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第二十四条第一項第一号又は第二号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、実費額とする。

二 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

三 前二号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、

市規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第六条第一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第二十三条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める額の旅費を支給する。

一 旅行が行程二キロメートル以上の場合には、市営バス賃の実費に相当する額  
二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表の宿泊料定額の二分の一に相当する額の宿泊料

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第二十四条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃又は車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

一 鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合には、第十五条、第十六条又は第十八条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

二 前号の規定に該当する場合を除くほか。公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行雑費の額を超える場合には、その超える部分

(着後滞在費)

第二十三条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第二十四条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額  
二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合に、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に

の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又車賃

2|

2| 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつてそれぞれ陸離一キロメートルとみなして前項第一号の規定を適用する。

(旅費の調査)

第二十八条

附則

(特例措置)

2| 鉄道賃及び船賃の額については、別表第一号の職務にある者及び任命権者が市長と協議して定める旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第十五条第一項第一号中「上級の運賃」とあるのは「下級の運賃」と、第十六条第一項第二号中「上級の運賃」とあるのは「下級の運賃」として、これらの規定を適用し、第十五条第一項第四号及び第十六条第一項第五号の規定は適用しない。

(宇部市職員旅費支給条例の廃止)

4|

別表（第十九条一第二十一条、第二十三条関係）

(厚狭郡楠町との合併に伴う経過措置)

監査委員	一 市長、副市長、教育長		区分		
	○○円	一、五	(き)	日につき)	費(一 夜)
円	八〇〇	一四、	甲地方	宿泊料(一 夜につき)	旅行雜費(一 夜)
円	三〇〇	一三、	乙地方	(一 夜)	食卓料
○○円	三、〇		(一 夜につき)	(一 夜)	

(厚狭郡楠町との合併に伴う経過措置)

3|

別表第一（第二十条関係）

(宇部市職員旅費支給条例の廃止)

2|

宮城県	岩手県	青森県	北海道	区分		
一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一 市長、副市長又は常勤の監査委員	宿泊費基準額(一 夜につき)	二 その他の職員
一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一三、〇〇〇円			

(厚狭郡楠町との合併に伴う経過措置)

3|

(旅費の調整)

第二十八条

附則

2| 準じて算定した額旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

備考	二員	
	その他の職	一、三
	○○円	一、三
	一〇〇円	一三、
	八〇〇円	一一、
	〇〇円	二、六

一 宿泊料の欄中「甲地方」とは、都の区及び市制施行地域をいい、「乙地方」とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 都の区及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九に規定する指定都市をいう。）に旅行する場合の旅行雑費については、当該地域に滞在する日に限り、第一号中「一、五〇〇円」とあるのは「一、二〇〇円」と、第二号中「一、三〇〇円」とあるのは「二、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	山梨県	福井県	富山県	新潟県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県
一五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
一一、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	三、〇〇〇円	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一、〇〇〇円																				

別表第二（第二十一条関係）	
全ての地	区分
沖縄県	一五、〇〇〇円
鹿児島県	一七、〇〇〇円

宇部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（昭和三十五年条例第二十一号）

旧

（費用弁償）

第三条

2 前項の費用弁償の額は、宇部市職員等の旅費に関する条例（昭和四十四年条例第十一号。以下次項において「旅費条例」という。）の別表第一号の職務にある者の旅費相当額とする。

新

（費用弁償）

第三条

2 前項の費用弁償の額は、宇部市職員等の旅費に関する条例（昭和四十四年条例第十一号。以下次項において「旅費条例」という。）の別表第一号の職務にある者の旅費相当額とする。

宇部市公聴会等参加者の実費弁償条例（昭和二十九年条例第五十六号）

旧

第二条 前条の実費弁償の額は、宇部市職員等の旅費に関する条例（昭和四十四年条例第十一号。以下「旅費条例」という。）の別表第二号の職務にある者の旅費相当額とする。この場合において、旅費条例第二十三条の規定は適用しない。

第二条 前条の実費弁償の額は、宇部市職員等の旅費に関する条例（昭和四十四年条例第十一号。以下「旅費条例」という。）の別表第一号の職務にある者の旅費相当額とする。

宇都宮市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年条例第二十四号）

旧

別表（第二条、第六条関係）

区分	報酬	費用弁償
相当額	旅費条例別表第一号の職務にある者の旅費	旅費条例別表第一号の職務にある者の旅費
相当額	旅費条例別表第二号の職務にある者の旅費	旅費条例別表第二号の職務にある者の旅費

新

別表（第二条、第六条関係）

区分	報酬	費用弁償
相当額	旅費条例別表第一号の職務にある者の旅費	旅費条例別表第一号の職務にある者の旅費
相当額	旅費条例別表第二号の職務にある者の旅費	旅費条例別表第二号の職務にある者の旅費

## 令和7年3月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 職員課

議 案	第26号 宇部市職員等の旅費に関する条例中一部改正の件																
要 旨	国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正の趣旨を踏まえ、職員等に支給する旅費に関する規定を見直すもの。																
	<p>1 旅費の種類の変更 宿泊手当の新設及び旅行雑費、在勤地内旅行の旅費、食卓料等の廃止</p> <p>【改正前】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>金額</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅行雑費</td><td>一般職員の場合、1日に つき1,300円で東京 23区及び政令指定都市 は700円加算</td><td>バス、タクシー等の雑費に利 用</td></tr> <tr> <td>在勤地内旅行 の旅費</td><td>行程が2Km 以上の場合に おいては市営バス賃相当 額</td><td></td></tr> <tr> <td>食卓料相当額</td><td>2,600円 (夕食1,700円+朝食 900円)</td><td>宿泊費の上限内において実 費(宿泊費に食事代が含まれ る場合は支給しない)</td></tr> </tbody> </table>			金額	備考	旅行雑費	一般職員の場合、1日に つき1,300円で東京 23区及び政令指定都市 は700円加算	バス、タクシー等の雑費に利 用	在勤地内旅行 の旅費	行程が2Km 以上の場合に おいては市営バス賃相当 額		食卓料相当額	2,600円 (夕食1,700円+朝食 900円)	宿泊費の上限内において実 費(宿泊費に食事代が含まれ る場合は支給しない)			
	金額	備考															
旅行雑費	一般職員の場合、1日に つき1,300円で東京 23区及び政令指定都市 は700円加算	バス、タクシー等の雑費に利 用															
在勤地内旅行 の旅費	行程が2Km 以上の場合に おいては市営バス賃相当 額																
食卓料相当額	2,600円 (夕食1,700円+朝食 900円)	宿泊費の上限内において実 費(宿泊費に食事代が含まれ る場合は支給しない)															
概 要	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>金額</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅行雑費 (廃止)</td><td>廃止</td><td>証明が容易であることから、 バス、タクシー等の費用は実 費</td></tr> <tr> <td>在勤地内旅行 の旅費 (廃止)</td><td>廃止</td><td>実費</td></tr> <tr> <td>食卓料相当額 (廃止)</td><td>廃止</td><td></td></tr> <tr> <td>宿泊手当 (新設)</td><td>旅行一夜につき 2,400円 (定額)</td><td>夕朝食代のかかり増し等に 利用(宿泊費に夕食又は朝食 が含まれる場合は2/3、両 方が含まれる場合は1/3を 支給)</td></tr> </tbody> </table>			金額	備考	旅行雑費 (廃止)	廃止	証明が容易であることから、 バス、タクシー等の費用は実 費	在勤地内旅行 の旅費 (廃止)	廃止	実費	食卓料相当額 (廃止)	廃止		宿泊手当 (新設)	旅行一夜につき 2,400円 (定額)	夕朝食代のかかり増し等に 利用(宿泊費に夕食又は朝食 が含まれる場合は2/3、両 方が含まれる場合は1/3を 支給)
	金額	備考															
旅行雑費 (廃止)	廃止	証明が容易であることから、 バス、タクシー等の費用は実 費															
在勤地内旅行 の旅費 (廃止)	廃止	実費															
食卓料相当額 (廃止)	廃止																
宿泊手当 (新設)	旅行一夜につき 2,400円 (定額)	夕朝食代のかかり増し等に 利用(宿泊費に夕食又は朝食 が含まれる場合は2/3、両 方が含まれる場合は1/3を 支給)															

## 2 宿泊費の上限変更

現行の甲乙地方区分ではなく、都道府県ごとの上限額を設定する。

### 【改正前】

現行上限	甲地方	乙地方
一般の職員	13,100円	11,800円
特別職	14,800円	13,300円

↓

### 【改正後】

改正後上限	(例) 東京	各都道府県別に設定
一般の職員	19,000円	8,000円～19,000円
特別職	27,000円	11,000円～27,000円

## 3 鉄道賃の規定見直し

鉄道賃のうち、特別急行料金は、現行、距離による制限（片道100km以上）があるがこれを廃止し実態等に応じて決定する、その他距離制限も廃止する。

## 4 その他交通費の新設

その他交通費にてバス、タクシー、レンタカーの利用について規定する。なお、いずれも実費精算とする。

## 5 その他所要の規定の整備

### 施行日

令和7年4月1日

## 議案第38号

### 和解について

下記のとおり和解をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

#### 1 和解の相手方

岡山市南区豊成二丁目7番16号

株式会社両備システムズ

代表取締役 松田敏之

#### 2 事故の概要

令和6年4月1日付け締結した人事給与システム保守業務委託契約書に基づくシステム保守業務において、相手方がその注意義務を怠りコード設定を誤ったことにより発生した源泉所得税の過少徴収事故（以下「本事故」という。）に関し、市が被った損害の賠償を相手方に求めるもの

#### 3 和解の概要

- (1) 相手方は、市に対し、本事故の損害賠償金として金 19,000円を支払う。
- (2) 当事者双方は、本事故に関し、上記以外は、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

## 令和7年3月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 職員課

議 案	第38号 和解についての件
要 旨	職員の源泉所得税の過少徴収事故に関し、本市が被った損害の賠償について和解するもの。
概 要	<p>1 和解の相手方 岡山市南区豊成二丁目7番16号 株式会社両備システムズ 代表取締役 松田 敏之</p> <p>2 事故発覚日 令和6年8月19日</p> <p>3 事故の概要 令和6年4月1日付け締結した人事給与システム保守業務委託契約書に基づくシステム保守業務において、相手方がその注意義務を怠りコード設定を誤ったことにより発生した源泉所得税の過少徴収事故に関し、市が被った損害の賠償を相手方に求めるもの。</p> <p>4 和解の概要</p> <p>(1) 相手方は、市に対し、本事故の損害賠償金として 金 19,000円を支払う。（不納付加算税17,000円、延滞税2,000円）</p> <p>(2) 当事者双方は、本事故に関し、上記以外は、何らの債権債務のないことを相互に確認する。</p>
施行日	

## 件 宇部市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中一部改正の

宇部市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年条例第七十九号）の一部を次のように改める。

令和七年二月十九日提出

宇部市長 篠崎圭二

第六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表中

- 1 -

三〇年以上

九七九、

九〇九、〇〇

八四、  
九、  
○  
○

○ 円

○ 八  
円 〇 九

七三四、

六八九、〇〇

〇 円

1

期一  
附則

(施行期日)

1 この条例中別表の改正規定は令和七年四月一日から、第六条第一号の改正規定は令和七年六月一日から施行する。

## （退職報償金の支給に関する経過措置）

2 改正後の別表の規定は、令和七年四月一日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

3 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十三条に規定する禁錮をいう。以下この項において同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（旧刑法第十六条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。

「説明」

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）及び刑法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

(退職報償金支給の制限)

## 第六条

一 禁錮以上の刑に処せられた者

別表

勤務年数

団員	班及び部長	団副長分	長分団	長副団	団長	階級
○○○二 円○	○○四二 円○	○○四二 円○	○○九二 円○	○○九二 円○	○○九二三 円○	満年一以上 未○上年
○○四二 円○	○○三二 円○	○○三三 円○	○○八三 円○	○○九三 円○	○○四三四 円○	未五年一以 未満年一○
○○四三 円○	○○八三 円○	○○八三 円○	○○三四 円○	○○九四 円○	○○九四五 円○	未○上年二以 未満年二以
○○九四 円○	○○八四 円○	○○八四 円○	○○三五 円○	○○四五 円○	○○四五九 円○	未五年二以 未満年二○
○○九五 円○	○○四五 円○	○○四六 円○	○○九六 円○	○○九七 円○	○○九七 円○	未○上年三以 未満年三以
○○九六 円○	○○四七 円○	○○九八 円○	○○九八 円○	○○九九 円○	○○九九 円○	未○上年三○

旧

新

旧

対

照

表

新

(退職報償金支給の制限)

## 第六条

一 拘禁刑以上の刑に処せられた者

別表

勤務年数

団員	班及び部長	団副長分	長分団	長副団	団長	階級
○○○二 円○	○○四二 円○	○○四二 円○	○○九二 円○	○○九二 円○	○○九二三 円○	満年一以上 未○上年
○○四二 円○	○○三二 円○	○○三三 円○	○○八三 円○	○○九三 円○	○○四三四 円○	未五年一以 未満年一○
○○四三 円○	○○八三 円○	○○八三 円○	○○三四 円○	○○九四 円○	○○九四五 円○	未○上年二以 未満年二以
○○九四 円○	○○八四 円○	○○八四 円○	○○三五 円○	○○四五 円○	○○四五九 円○	未五年二以 未満年二○
○○九五 円○	○○四五 円○	○○四六 円○	○○九六 円○	○○九七 円○	○○九七 円○	未○上年三以 未満年三以
○○九六 円○	○○四七 円○	○○九八 円○	○○九八 円○	○○九九 円○	○○九九 円○	未○上年三○
○○九七 円○	○○四八 円○	○○九九 円○	○○九九 円○	○○九○一 円○	○○九○一 円○	上年以 三五

## 令和7年3月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 防災危機管理課

議 案	第27号 宇部市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中一部改正の件																																																															
要 旨	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）及び刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。																																																															
	<p>(1) 刑法関係 懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、宇部市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中の文言を「禁錮」から「拘禁刑」に改める。</p> <p>(2) 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令関係 消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金支給額表（第二条関係）の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加。</p>																																																															
概 要	<p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="7">勤務年数</th></tr><tr><th>5年以上 10年未 満</th><th>10年以 上15年 未満</th><th>15年以 上20年 未満</th><th>20年以 上25年 未満</th><th>25年以 上30年 未満</th><th>30年以 上35年 未満</th><th>35年以 上</th></tr></thead><tbody><tr><td>団長</td><td>239</td><td>344</td><td>459</td><td>594</td><td>779</td><td>979</td><td>1,079</td></tr><tr><td>副団長</td><td>229</td><td>329</td><td>429</td><td>534</td><td>709</td><td>909</td><td>1,009</td></tr><tr><td>分団長</td><td>219</td><td>318</td><td>413</td><td>513</td><td>659</td><td>849</td><td>949</td></tr><tr><td>副分団長</td><td>214</td><td>303</td><td>388</td><td>478</td><td>624</td><td>809</td><td>909</td></tr><tr><td>部長及び 班長</td><td>204</td><td>283</td><td>358</td><td>438</td><td>564</td><td>734</td><td>834</td></tr><tr><td>団員</td><td>200</td><td>264</td><td>334</td><td>409</td><td>519</td><td>689</td><td>789</td></tr></tbody></table>	階級	勤務年数							5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以 上	団長	239	344	459	594	779	979	1,079	副団長	229	329	429	534	709	909	1,009	分団長	219	318	413	513	659	849	949	副分団長	214	303	388	478	624	809	909	部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	834	団員	200	264	334	409	519	689	789
階級	勤務年数																																																															
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以 上																																																									
団長	239	344	459	594	779	979	1,079																																																									
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009																																																									
分団長	219	318	413	513	659	849	949																																																									
副分団長	214	303	388	478	624	809	909																																																									
部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	834																																																									
団員	200	264	334	409	519	689	789																																																									
施 行 日	(1) 令和7年6月1日 (2) 令和7年4月1日																																																															

## 宇部市消防団条例中一部改正の件

宇部市消防団条例（昭和二十五年条例第三十三号）の一部を次のように改める。

令和七年二月十九日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第五条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十三条中「別表第二号」を「別表第一第二号」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例中第十三条の改正規定は令和七年四月一日から、第五条第一号の改正規定は令和七年六月一日から施行する。

#### （人の資格に関する経過措置）

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十三条に規定する禁錮をいう。以下この項において同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（旧刑法第十六条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。

#### 「説明」

宇部市職員等の旅費に関する条例（昭和四十四年条例第十一号）及び刑法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

旧  
新  
旧  
新  
対  
照  
表  
新

## (欠格条項)

## 第五条

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## (費用弁償)

第十三条 消防団員が公務のため旅行したときは、宇都市職員等の旅費に関する条例（昭和四十四年条例第十一号。以下この条において「旅費条例」という。）の例により費用弁償を支給する。この場合費用弁償の額は、旅費条例別表第二号の職務にある者の旅費相当額とする。

## (欠格条項)

## 第五条

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## (費用弁償)

第十三条 消防団員が公務のため旅行したときは、宇都市職員等の旅費に関する条例（昭和四十四年条例第十一号。以下この条において「旅費条例」という。）の例により費用弁償を支給する。この場合費用弁償の額は、旅費条例別表第一第二号の職務にある者の旅費相当額とする。

## 令和7年3月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 防災危機管理課

議 案	第28号 宇部市消防団条例中一部改正の件
要 旨	宇部市職員等の旅費に関する条例（昭和44年条例第11号）及び 刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、所要の整備を行 うもの。
概 要	<p>(1) 刑法関係</p> <p>懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されること に伴い、宇部市消防団条例中の文言を「禁錮」から「拘禁刑」に改め る。</p> <p>(2) 宇部市職員等の旅費に関する条例関係</p> <p>「別表」から「別表第一」に改めることに伴い、宇部市消防団条 例中の文言を「別表第二号」から「別表第一第二号」に改める。</p>
施 行 日	(1) 令和7年6月1日 (2) 令和7年4月1日

## 議案第四十八号

### 宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件

宇部市消防団員等公務災害補償条例（昭和三十二年条例第二十六号）の一部を次のように改める。

令和七年三月五日提出

宇部市長 篠崎圭二

第五条第二項第二号中「九千百円」を「九千七百円」に改め、同号ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同条第三項中「又は第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「百円」に、「三百三十三円」を「三百八十三円」を、第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円」に改め、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「一二、五〇〇円」を「一二、九〇〇円」に、「一三、三五〇円」を「一三、七〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、五〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「一二、六五〇円」を「一二、一〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「九、九五〇円」を「一〇、五〇〇円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の第五条第二項及び第三項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた宇部市消防団員等公務災害補償条例第五条第一項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第四条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金

等については、なお従前の例による。

「説明」

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

新 旧 対 照 表 新

2

二 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、九千百円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二百円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3

次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円

を、それぞれ計算して得た額をもつて補償基礎額とする。

4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する

日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間

(以下この項において「特定期間」という。)

にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、百六十七円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

別表

補償基礎額表（第五条関係）

び 団 員	班 長 及 び 副 長	部 長 及 び 副 長	分 団 長	分 団 長	長 び 副 団	団 長 及 び 副 団	階 級	勤 務 年 数
円 九、 一〇〇	〇円	一〇、 八〇	〇円	一二、 五〇	〇円	一〇年未満	一〇年未満	勤務年数
円 九、 九五〇	〇円	一一、 六五	〇円	一三、 三五	〇円	一〇年未満	一〇年未満	勤務年数
〇円 一〇、 八〇	〇円	一二、 五〇	〇円	一四、 二〇	〇円	二〇年未満	二〇年未満	勤務年数

日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間

にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、百六十七円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

別表

補償基礎額表（第五条関係）

び 団 員	班 長 及 び 副 長	部 長 及 び 副 長	分 団 長	分 団 長	長 び 副 団	団 長 及 び 副 団	階 級	勤 務 年 数
円 九、 七〇〇	〇円	一一、 三〇	〇円	一二、 九〇	〇円	一〇年未満	一〇年未満	勤務年数
〇円 一〇、 五〇	〇円	一二、 一〇	〇円	一三、 七〇	〇円	一〇年未満	一〇年未満	勤務年数
〇円 一一、 三〇	〇円	一二、 九〇	〇円	一四、 五〇	〇円	二〇年未満	二〇年未満	勤務年数

## 令和7年3月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 防災危機管理課

議案	第48号 宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件
要旨	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。
概要	<p>1 改正の概要 消防団員及び消防団員の支援を行った民間人が公務により死亡・負傷等した場合の補償基礎額を引き上げる。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）第5条第2項第1号関係別表の変更（対象：消防団員）</p> <p>別表 補償基礎額表の変更</p> <p>（2）第5条第2項第2号中の金額変更（対象：民間協力者）</p> <p>消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に引き上げる。</p> <p>（3）第5条第3項中の金額変更（対象：消防団員又は民間協力者の扶養親族）</p> <p>扶養に係る補償基礎額の加算額（日額）を第1号扶養者（配偶者）は217円から100円に、第2号扶養者（子）は333円から383円に変更する。</p> <p>※第3号から第6号扶養者（その他）は217円で変更はなし。</p>
施行日	令和7年4月1日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上  
並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成  
基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和七年二月十九日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）  
第一条 宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年条例第四十四号）の一部を次のように改める。

第二条第一項第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同項第三号中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改め、同項第四号中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

（宇部市税賦課徴収条例の一部改正）

第二条 宇部市税賦課徴収条例（昭和二十五年条例第四十二号）の一部を次のように改める。

第三十六条の二第九項中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

（宇部市都市計画税賦課徴収条例の一部改正）

第三条 宇部市都市計画税賦課徴収条例（昭和三十一年条例第十八号）の一部を次のように改める。

附則第六項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

### 「説明」

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 照 表

宇都宮個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年条例第四十  
四号）

旧 新

(定義)

第二条

二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

三 個人番号利用事務実施者 法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

四 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(定義)

第二条

二 特定個人情報 法第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。

三 個人番号利用事務実施者 法第二条第十三項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

四 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十五項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

宇都宮税賦課徴収条例（昭和二十五年条例第四十二号）

旧

(市民税の申告)

第三十六条の二

新

(市民税の申告)

第三十六条の二

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第二十三条第一項第三号又は第四号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から六十日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第二十三条第一項第三号又は第四号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から六十日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

宇都宮市都市計画税賦課徴収条例（昭和三十一年条例第十八号）

旧

附 則

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

6

一 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

新

附 則

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

6

一 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

## 令和7年3月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 デジタル推進課

議 案	第29号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
要 旨	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うもの。
概 要	<p>1 条例改正に係る法の主な改正内容 スマートフォンに格納されたマイナンバー情報で本人確認ができる仕組みを設けるため、この度の法の一部改正において「カード代替電磁的記録」の定義（第二条第八項）が追加された。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p><b>カード代替電磁的記録</b> 個人番号カードの記録事項に係る電磁的記録及び当該電磁的記録がその送信を行った者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として主務省令で定める事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構が電子署名を行ったものにより一体的に構成された電磁的記録をいうものとする。 (第2条第8項関係)</p></div> <p>2 主な改正内容 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、条ずれが生じたため、当該条文を引用する条例について必要な規程の整理を行う。</p> <p>3 関係条例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (デジタル推進課)</li><li>(2) 宇部市税賦課徵収条例（市民税課）</li><li>(3) 宇部市都市計画税賦課徵収条例（資産税課）</li></ul>
施行日	令和7年4月1日

## 宇部市本庁舎会議室等の使用に関する条例制定の件

宇部市本庁舎会議室等の使用に関する条例を次のように定める。

令和七年二月十九日提出

宇部市長 篠崎圭二

### 宇部市本庁舎会議室等の使用に関する条例

#### （趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定に基づき、宇部市本庁舎の会議室等を本市の事務又は事業に支障のない範囲で市民等の使用に供することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 本庁舎 宇部市役所の位置を定める条例（昭和三十年条例第四十二号）に定められた位置に存する庁舎をいう。

二 会議室等 別表に掲げる会議室、多目的スタジオ及び多目的室をいう。

三 休日 宇部市の休日に関する条例（平成二年条例第十五号）第一条第一項に定める休日をいう。

四 平日 前号に規定する日以外の日をいう。

#### （使用できない日）

第三条 会議室等を使用できない日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、使用できない日を変更し、又は臨時に使用できない日を定めることができる。

#### （使用時間）

第四条 会議室等の使用時間は、平日においては午後六時から午後十時まで、休日においては午前九時から午後十時までとする。ただし、多目的スタジオ及び多目的室は、平日においても午前九時から午後十時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるとときは、前項の使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第五条 会議室等を使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、本市の事務又は事業で使用する必要があるときは、前項の許可をしない。

3 市長は、第一項の許可をする場合において、会議室等の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付すことができる。

(許可の制限)

第六条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

一 秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

二 建物又は附属設備を損傷し、汚損し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。

三 特定の政党の利害に関すること又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持することを目的とするとき。

四 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援することを目的とするとき。

五 宇部市暴力団排除条例（平成二十三年条例第十九号）第二条第一号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

六 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたことがある個人又は団体若しくはその構成員の使用であると認めるとき。

七 その他本庁舎の管理運営上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第七条 市長は、会議室等の使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は許可条件を変更することができる。

一 第五条第一項に規定する市長の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可条件に違反したとき。

二 前条各号のいずれかに該当したとき。

三 係員の指示に従わず、又は許可された目的以外に使用したとき。

四 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

五 災害その他不可抗力によつて会議室等を使用することができないとき。

六 本市の事務又は事業で使用する必要が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者が被つた損害については、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第八条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第九条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- 一 本市又はその機関が主催又は共催する行事等に使用するとき。
- 二 本市が指定する委託業務の受託者が当該業務に関連する行事等に使用するとき。

三 市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料の還付)

第十条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第十一条 使用者は、会議室等の使用を終了したとき又は第七条の規定により使用の許可の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第十二条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由によつて建物又は附属設備を損傷し、汚損し、又は滅失させたときは、速やかに市長が認定した損害額を賠償しなければならない。

(転貸及び譲渡の制限)

第十三条 使用者は、会議室等の使用の権利を転貸し、又は譲渡してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を越えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 会議室等を使用させるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（宇部市駐車場条例の一部改正）

3 宇部市駐車場条例（令和四年条例第十九号）の一部を次のように改める。

別表第一備考第一号中「利用する者」の下に「（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する者を除く。）」を加え、同表備考第二号中「本庁舎等を利用する者について」を「本市又は税務署の事務又は事業に関する用務のために本庁舎等を利用する者について」に改める。

別表（第二条、第八条関係）

		区分								使用料の額	
		午前九時から午後六時まで一時間につき				午後六時から午後一〇時まで一時間につき					
		会議室E	会議室D	会議室C	会議室B	会議室A	会議室E	会議室D	会議室C	会議室B	会議室A
多目的室B	大学生以下	一般	大学生以下	一般	大学生以下	一般	四九〇円	四九〇円	四九〇円	四九〇円	四九〇円
多目的室A	大学生以下	一般	大学生以下	一般	大学生以下	一般	七四〇円	四九〇円	六三〇円	六三〇円	六三〇円
多目的スタジオ							九六〇円	六三〇円	六三〇円	六三〇円	六三〇円
三五〇円	七〇〇円	三一〇円	六一〇円	三七〇円	七四〇円	九一〇円	九一〇円	七九〇円	四八〇円	四〇〇円	四六〇円

備考

1 使用料は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による消費税額及び地方消費税額を含む。

2 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数は一時間に切り上げて使用料を算出するものとする。

3 入場料・会費等を徴収し、又は商行為を行うときの使用料の額は、所定の使用料の二倍の額とする。

4 使用時間には、実際に使用する時間のほか、準備及び原状に復するために要する時間を含む。

5　冷暖房を使用するときは、その実費を徴収する。ただし、第九条の規定により減免をすることができる者についてはその実費を徴収しない。

#### 「説明」

宇都宮市本庁舎の市民交流棟において、市民等の交流及び活動の場としての活用を図るため、会議室等を市民等の利用に供することについて、必要な事項を定める条例を制定するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 宇都宮市駐車場条例（令和四年条例第十九号）

旧

新 照 表

## 別表第一（第五条関係）

備考

新

## 別表第一（第五条関係）

備考

1 本庁舎及び宇都宮税務署（以下「本庁舎等」という。）を利用する者	については、駐車券を本庁舎等内に備付けの割引ライター（割引認証機）に通すことにより一時間以内無料とする。
2 本庁舎等を利用する者について	

1 本庁舎及び宇都宮税務署（以下「本庁舎等」という。）を利用する者について	利用時間が一時間を超えるときは、前項の規定により割引ライターに通した後の駐車券とサービス券（本庁舎等を利用する者がその訪問先で受け取ことができる利用時間に応じた駐車場の無料サービス券をいう。）を自動精算機に通すことにより無料とする。
2 本市又は税務署の事務又は事業に関する用務のために本庁舎等を利用する者について	利用時間が一時間を超えるときは、前項の規定により割引ライターに通した後の駐車券とサービス券（本庁舎等を利用する者がその訪問先で受け取ことができる利用時間に応じた駐車場の無料サービス券をいう。）を自動精算機に通すことにより無料とする。

## 令和7年3月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 財産管理課

議 案	第30号 宇都市本庁舎会議室等の使用に関する条例制定の件																																																																																															
要 旨	宇都市本庁舎の市民交流棟において、市民等の交流及び活動の場としての活用を図るため、会議室等を市民等の利用に供することについて、必要な事項を定める条例を制定するもの。																																																																																															
概 要	<p>1 要旨 宇都市本庁舎の市民交流棟において、市民等の交流及び活動の場としての活用を図るため、会議室等を市民等の利用に供することについて、必要な事項を定める条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="4">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1条 (趣旨)</td> <td colspan="4">宇都市本庁舎の会議室等を本市の事務又は事業に支障のない範囲で市民等の使用に供することについて、必要な事項を定める。</td> </tr> <tr> <td>第2条 (定義)</td> <td>会議室等の名称</td> <td>使用時間</td> <td colspan="2">1時間あたりの使用料(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室 A</td> <td>平日 18時 ~22時</td> <td>9時~18時</td> <td>18時~22時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室 B</td> <td>休日 9時 ~22時</td> <td>490円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>第4条 (使用時間)</td> <td>会議室 C</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室 D</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8条 (使用料)</td> <td>会議室 E</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>多目的スタジオ</td> <td rowspan="2">9時 ~22時</td> <td>一般</td> <td>740円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多目的室A</td> <td>大学生以下</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多目的室B</td> <td>一般</td> <td>610円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大学生以下</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>一般</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大学生以下</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>960円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>790円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>460円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用料は、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による消費税額及び地方消費税額を含む。</p> <p>2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数は1時間ご切り上げて使用料を算出するものとする。</p> <p>3 入場料・会費等を徴収し、又は商行為を行うときの使用料の額は、所定の使用料の2倍の額とする。</p> <p>4 使用時間には、実際ご使用する時間のほか、準備及び原状に復するために要する時間を含む。</p> <p>5 冷暖房を使用するときは、その実費を徴収する。ただし、第9条の規定により減免をことができる者についてはその実費を徴収しない。</p>	区 分	概 要				第1条 (趣旨)	宇都市本庁舎の会議室等を本市の事務又は事業に支障のない範囲で市民等の使用に供することについて、必要な事項を定める。				第2条 (定義)	会議室等の名称	使用時間	1時間あたりの使用料(税込)			会議室 A	平日 18時 ~22時	9時~18時	18時~22時		会議室 B	休日 9時 ~22時	490円	630円	第4条 (使用時間)	会議室 C					会議室 D				第8条 (使用料)	会議室 E					多目的スタジオ	9時 ~22時	一般	740円		多目的室A	大学生以下	370円		多目的室B	一般	610円			大学生以下	310円			一般	700円			大学生以下	350円					960円					480円					790円					400円					910円					460円
区 分	概 要																																																																																															
第1条 (趣旨)	宇都市本庁舎の会議室等を本市の事務又は事業に支障のない範囲で市民等の使用に供することについて、必要な事項を定める。																																																																																															
第2条 (定義)	会議室等の名称	使用時間	1時間あたりの使用料(税込)																																																																																													
	会議室 A	平日 18時 ~22時	9時~18時	18時~22時																																																																																												
	会議室 B	休日 9時 ~22時	490円	630円																																																																																												
第4条 (使用時間)	会議室 C																																																																																															
	会議室 D																																																																																															
第8条 (使用料)	会議室 E																																																																																															
	多目的スタジオ	9時 ~22時	一般	740円																																																																																												
	多目的室A		大学生以下	370円																																																																																												
	多目的室B	一般	610円																																																																																													
		大学生以下	310円																																																																																													
		一般	700円																																																																																													
		大学生以下	350円																																																																																													
				960円																																																																																												
				480円																																																																																												
				790円																																																																																												
				400円																																																																																												
				910円																																																																																												
				460円																																																																																												

第3条 (使用できない日)	12月29日から翌年1月3日まで ※市長は、特に必要があると認めるときは、使用できない日を変更し、又は臨時で使用できない日を定めることができる。
第9条 (使用料の減免)	市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。 1 本市又はその機関が主催又は共催する行事等に使用するとき 2 本市が指定する委託業務の受託者が当該業務に関連する行事等に使用するとき 3 市長が特別の理由があると認めるとき

#### 【参考】会議室等の仕様等

名称	有効面積等	想定される使用方法	備考
会議室 A～E	2階 約 60 m <sup>2</sup> /室	会議、講演会 展示会 など	・防音機能なし ・A・B2室、C-E3室 一体利用可能
多目的スタジオ	1階 約 85 m <sup>2</sup>	ダンス、軽運動 演奏 など	・音響設備あり ・壁面鏡あり ・防音機能付き
多目的室 A・B	2階 A 約 70 m <sup>2</sup> 、 B 約 80 m <sup>2</sup>	軽運動、演奏 会議 など	・音響設備あり ・防音機能付き ・2室一体利用可能

#### 3 宇部市駐車場条例（令和4年条例第19号）の一部改正

改正前	改正後
本庁舎及び宇部税務署（以下「本庁舎等」という。）を利用する者については、駐車券を本庁舎等内に備付けの割引ライターに通すことにより1時間以内無料とする。	本庁舎及び宇部税務署（以下「本庁舎等」という。）を利用する者（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する者を除く。）については、駐車券を本庁舎等内に備付けの割引ライターに通すことにより1時間以内無料とする。
本庁舎等を利用する者について利用時間が1時間を超えるときは、割引ライターに通した後の駐車券とサービス券を自動精算機に通すことにより無料とする。	本市又は税務署の事務又は事業に関する用務のために本庁舎等を利用する者について利用時間が1時間を超えるときは、割引ライターに通した後の駐車券とサービス券を自動精算機に通すことにより無料とする。

#### 4 準備行為

会議室等を使用させるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

施行日	公布の日から起算して6月を超えない範囲内において市規則で定める日
-----	----------------------------------